

シリーズ Q 防犯

お金に関する 電話やメールにご注意を

県内では、連日のように二セ電話詐欺や架空料金請求詐欺と思われる不審なメールが発生しています。二セ電話詐欺とは、自分を偽って不特定多数の者に電話をかけるなどをして相手を信用させ、現金などを騙し取る犯罪の総称です。今回、二セ電話詐欺と不審なメールについての事案を紹介いたします。

ケース① オレオレ詐欺

高齢者宅に、孫や孫の知人を名乗る者から「電車の中で大切な書類やお金などをなくした」や「仕事で融資の書類を誤って郵送し損害を出してしまったので、お金が必要だ」などと電話がかかり、指定された場所にて孫の知人を名乗る男に現金を手渡し、多額のお金をだまし取られてしまった。

ケース② 還付金詐欺

市役所職員を名乗る者から「保険の払戻金がある。封筒を以前送ったが届いていないか。ATMで手続きができる」と電話がかかり、ATMへ誘導され犯人の口座にお金を振り込んでしまった。

ケース③ 架空料金請求詐欺

大手通信業者を装い、ご利用料金について話したいことがある。表示されている電話番号までご連絡ください。支払わないと裁判になるなどと書かれたメールが届いた。

被害にあわないポイント

- ・ATMで還付金は詐欺です
- ・身内や公的機関を名乗る者であっても、お金に関する話が出た場合は、一度電話を切り、登録してある電話番号にかけ直して確認しましょう
- ・身に覚えのない請求のメールがあった場合は、相手に連絡せず、警察に相談しましょう

問合せ 協働推進課

☎ 35-3412



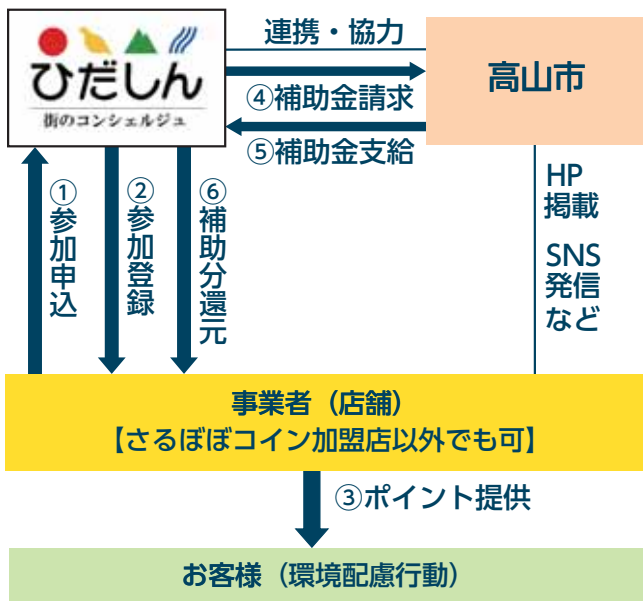
シリーズ防犯・ごみ

シリーズ Q ごみ

環境配慮に取り組む事業者を応援! -「環境配慮行動促進事業補助金」受付開始-

市では、環境省のグリーンライフポイント推進事業「グリーンライフin飛驒(主催：飛驒信用組合)」に参加し、環境に配慮した商品の購入や、容器持参で買物をした顧客などに対して、お店が地域通貨によるポイントを提供する取り組みを実施する場合、お店の負担額の一部を助成する制度を始めました。

顧客の環境配慮行動の推進により、CO2の削減やごみの減量につなげ、環境保全に貢献するとともに、それぞれのお店が持っている魅力に、「環境に配慮しているお



※グリーンライフ in 飛驒の参加事業所は、こちらをご覧ください。



問合せ

☎ 35-3138
生活環境課

助成期間

原則として取り組みを始めた年度内。ただし、令和4年度中に始めた場合は令和5年度末まで

助成額

環境配慮行動にかかった費用負担額の1/2(上限1事業所あたり1万円)

環境配慮行動促進事業補助金

対象 市内で事業を営む事業所
「店や」SDGsを推進している「お店」というエッセンスを加えてみませんか?

